

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果  
(保育所)

1 評価機関

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 名 称    | NPO法人 ACOBA          |
| 所 在 地  | 千葉県我孫子市本町3-7-10      |
| 評価実施期間 | 平成27年1月21日～平成27年2月2日 |

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

|               |   |     |              |
|---------------|---|-----|--------------|
| 名 称<br>(フリガナ) | さわらびドリーム保育園<br>サワラビドリームホイクエン  |     |              |
| 所 在 地         | 〒271-0062<br>千葉県松戸市栄町3-185-1  |     |              |
| 交通手段          | JR千代田線 北松戸駅下車 徒歩10分   |     |              |
| 電 話           | 047-703-3838  | FAX | 047-703-3839 |
| ホームページ        | <a href="http://sawarabi-fukusikai.or.jp/">http://sawarabi-fukusikai.or.jp/</a> |     |              |
| 経営法人          | 社会福祉法人 さわらび福社会  |     |              |
| 開設年月日         | 平成26年4月1日   |     |              |
| 併設しているサービス    | なし  |     |              |

(2) サービス内容

|        |   |     |       |      |        |     |         |  |  |
|--------|---|-----|-------|------|--------|-----|---------|--|--|
| 対象地域   | 松戸市内  |     |       |      |        |     |         |  |  |
| 定 員    | 0歳児   | 1歳児 | 2歳児   | 3歳児  | 4歳児    | 5歳児 | 合計      |  |  |
|        | 5   | 5   | 5     | 5    | 5      | 5   | 30      |  |  |
| 敷地面積   | 1151.73㎡  |     |       | 保育面積 |        |     | 566.85㎡ |  |  |
| 保育内容   | 0歳児保育 ●   |     | 障害児保育 |      | 延長保育 ● |     | 夜間保育 ●  |  |  |
|        | 休日保育  |     | 病後児保育 |      | 一時保育   |     | 子育て支援 ● |  |  |
| 健康管理   | 定期健康診断、歯科検診(2歳児以上)、蟻虫検査、尿検査(4・5歳児)                                  |     |       |      |        |     |         |  |  |
| 食事     | 幼児食、離乳食、手作りおやつ、アレルギー対応(除去食・代替食)                                     |     |       |      |        |     |         |  |  |
| 利用時間   | 7:00～24:00(土曜日:7:00～22:00)  |     |       |      |        |     |         |  |  |
| 休 日    | 日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)   |     |       |      |        |     |         |  |  |
| 地域との交流 | 夏まつり・運動会・子育て支援(ベビーマッサージ・ハッピーチャイルドケア フライデー・ハッピーチャイルドケア レッツサタデー・園庭開放) |     |       |      |        |     |         |  |  |
| 保護者会活動 | 父母会はなし。卒園児アルバム制作委員活動、運動会お父さんサポート                                    |     |       |      |        |     |         |  |  |

(3) 職員（スタッフ）体制

| 職 員   | 常勤職員 | 非常勤、その他 | 合 計     | 備 考 |
|-------|------|---------|---------|-----|
|       | 7    | 6       | 13      |     |
| 専門職員数 | 保育士  | 看護師     | 栄養士     |     |
|       | 9    | 1       | 2       |     |
|       | 保健師  | 調理師     | その他専門職員 |     |
|       |      | 1       |         |     |
|       | 調理員  | 保育士助手   |         |     |
|       |      |         |         |     |
|       |      |         |         |     |

(4) サービス利用のための情報

|             |                                   |    |
|-------------|-----------------------------------|----|
| 利用申込方法      | 松戸市役所 幼児保育課に申請                    |    |
| 申請窓口開設時間    | 市役所開所時間内（8：30～17：00）              |    |
| 申請時注意事項     | 保護者が就労、あるいは病気等により家庭保育に欠けるなどの事情がある |    |
| サービス決定までの時間 | 前月15日までに申し込み、市役所幼児保育課で検討後決定される    |    |
| 入所相談        | 市役所幼児保育課窓口、保育園窓口                  |    |
| 利用料金        | 松戸市役所の基準（所得税金額）により決定              |    |
| 食事料金        | 保育料に含まれている(夜間は有料)                 |    |
| 苦情対応        | 窓口設置                              | あり |
|             | 第三者委員の設置                          | あり |

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

|                     |   |
|---------------------|---|
| サービス方針<br>(理念・基本方針) | 一人ひとりが違う輝きをもっていることもたち、その輝きを大切にします。人間形成の基礎となる乳幼児期に大人から愛情をしっかりと受け、未来への希望をもって、輝き、成長していく子供たちであってほしいと願っています。知育・徳育・体育のバランスのとれた人間形成をめざします。 |
| 特 徴                 | ○集中力や忍耐力を養い、感覚・知覚を鋭くする目的で、幼児は朝礼の時に「正座の時間」を設けています。○より豊かな情操教育をめざして小さい時から文化・芸術にたしませています。（年長児には書道・茶道・体操・英語の時間を設けています）                   |
| 利用（希望）者<br>へのPR     | ○保護者から信頼される保育園をめざしています。家庭的で温かな雰囲気と十分なスキンシップを重視しています。豊かな人間性を育む保育をめざしています。○子ども心に寄り添える、優しい気持ちと熱意をもって園児の幸せを第一に優先し保育にあたるように心がけています。      |

| 福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果（さわらびドリーム保育園） |                  |                                   |  |      |       |
|--------------------------------------|------------------|-----------------------------------|--|------|-------|
| 大項目                                  | 中項目              | 小項目                               | 項目   | 標準項目 |       |
|                                      |                  |                                   |  | ■実施数 | □未実施数 |
| I                                    | 1 理念・基本方針        | 理念・基本方針の確立<br>理念・基本方針の周知          | 1 理念や基本方針が明文化されている。  | 3    |       |
|                                      |                  |                                   | 2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。   | 3    |       |
|                                      | 2 計画の策定          | 事業計画と重要課題の明確化<br>計画の適正な策定         | 3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。  | 3    |       |
|                                      |                  |                                   | 4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。  | 4    |       |
|                                      | 3 管理者の責任とリーダーシップ | 管理者のリーダーシップ                       | 5 施設の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。                                 | 3    | 1     |
|                                      |                  |                                   | 6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。                                 | 4    | 1     |
|                                      | 4 人材の確保・養成       | 人事管理体制の整備                         | 7 施設的全職員が守るべき倫理を明文化している。   | 3    |       |
|                                      |                  |                                   | 8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。                           | 3    | 1     |
|                                      |                  | 職員の就業への配慮                         | 9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。 | 5    |       |
|                                      |                  |                                   | 10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。                              | 4    | 1     |
| II                                   | 1 利用者本位の保育       | 利用者尊重の明示                          | 11 施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。                       | 4    |       |
|                                      |                  |                                   | 12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。   | 4    |       |
|                                      |                  |                                   | 13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。  | 4    |       |
|                                      |                  |                                   | 14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。   | 4    |       |
|                                      | 2 保育の質の確保        | 保育の質の向上への取り組み<br>提供する保育の標準化       | 15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。                               | 3    |       |
|                                      |                  |                                   | 16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。                  | 4    |       |
|                                      | 3 保育の開始・継続       | 保育の適切な開始                          | 17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。   | 2    |       |
|                                      |                  |                                   | 18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。                                    | 4    |       |
|                                      | 4 子どもの発達支援       | 保育の計画及び評価                         | 19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。                                      | 3    |       |
|                                      |                  |                                   | 20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。                               | 5    |       |
| 21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。          |                  |                                   | 5  |      |       |
| 22 身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。      |                  |                                   | 4  |      |       |
| 23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。         |                  |                                   | 5  |      |       |
| 24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。      |                  |                                   | 6  |      |       |
| 25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。           |                  |                                   | 3  |      |       |
| 26 空庭及び関係機関との連携が十分図られている。            |                  |                                   | 3  |      |       |
| 子どもの健康支援                             |                  |                                   | 27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。                                     | 3    |       |
|                                      |                  |                                   | 28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。   | 3    |       |
| 5 安全管理                               | 環境と衛生<br>事故対策    | 29 食育の推進に努めている。                   | 5  |      |       |
|                                      |                  | 30 環境及び衛生管理は適切に行われている。            | 3  |      |       |
|                                      |                  | 31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。       | 4  |      |       |
| 6 地域                                 | 地域子育て支援          | 32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。 | 5  |      |       |
|                                      |                  | 33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援を行っている。   | 5  |      |       |
| 計                                    |                  |                                   |  | 126  | 3     |

# 福祉サービス第三者評価総合コメント

## さわらびドリーム保育園

### 1、県下初の認可夜間保育園

母体のさわらび保育園は、昭和43年に松戸市家庭福祉員制度の第一号に登録された和田ベビーホームがスタートである。平成26年4月のさわらび保育園の新築移転時に、松戸市の地域子育て支援や地域保育への協力といった使命感のもとに同一施設内に、千葉県初の「認可夜間保育園 さわらびドリーム保育園」として開園した。当園はさわらび保育園と連携して、園長はじめ経験豊かな職員が中心となり、この1年で夜間保育園としての基盤を確立した。園児はまだ少ないが、昼間の時間帯はさわらび保育園との合同保育により、子どもたちの集団生活における思いやりと自立心を育てている。新築の施設は先進的な試みが随所に取り入れられており、安全性、機能性にも優れ、子ども達にも保護者にもまた、職員にも喜ばれている。

### 2. さわらび保育園と連携した組織運営

夜間保育は東京に隣接した当地区にあつては、まさに地域の要請、時代の要請に呼応した取り組みであるが、採算面や夜間の職員配置など様々な困難がある中で、さわらび保育園との建物・設備の共用化、組織運営の共通化など連携した取り組みにより、初めて実現したものである。従って当第三者評価に於いても、理念や組織運営面はさわらび保育園と共通である為、総評からは割愛する。今回同時に受審したさわらび保育園の評価を参考にしたい。

### 3、夜間保育ならではの子どもたちと保護者の心に配慮したきめ細かな保育

夕方から深夜まで少人数で子どもたちにとっては寂しくなってくる時間帯の保育であり、また昼間からの長時間保育の園児もいる為、夜間保育ならではの配慮した取組を行っている。保育士は特にスキンシップに心がけて、遊びや夕食、入浴を楽しませる工夫をして家庭にいるような安心感を与えており、子ども達は元気に保護者の迎えを待っている。今回の利用者アンケートでは各評価項目ともほぼ全員から極めて高い評価を受けており、「先生方は皆本当に子どもをよく見ていてくれて感謝しています。子どもがイキイキしている姿を見ると、預けて働くことに多少の罪悪感が出てしまう時の心の支えになります」等と職員の対応に対して心からの感謝の言葉が上がっている。また「遠足に保護者同伴でないといけないのが困りました」、「卒園後どうすればよいか」「小学校に通い始めても園に放課後クラブを作ってほしい」等、夜間保育園に子どもを預ける親の切実な家庭事情が垣間見えるコメントも多数寄せられている。夜間保育は昨今の社会情勢に応え、懸命に子育てと仕事に邁進する保護者を支える事業であることを痛感するとともに、園の先進的な取り組みとご努力に敬意を表したい。

## さらに取り組みが望まれるところ

### 1、夜間保育園の普及拡大に向けてのモデル事業としての役割を期待

今回当園では通常のアンケート項目に加えて、独自に開園時間・開園日についてもアンケートを取ったが、園の取り組みに対する感謝の言葉とともに、土日、休日開園希望等様々な切実な要望が上がっている。園単独で多様な保護者の要望に応えることは限界もあらうと思われるが、先進的な事業であり、要望や課題等を踏まえて行政や関係機関とも連携を取りながら、この事業が社会的に広く認知され普及していく為の牽引車になることを期待したい。

### (評価を受けて、受審事業者の取り組み)

平成26年4月から開園し、職員一同、ひとりひとりの園児・保護者の気持ちや状況に寄り添い、丁寧な対応を心がけてきました。今回の第三者評価における保護者アンケートのご意見や第三者評価機関の方々からの評価やアドバイスは、大変貴重なものと考えております。昼間でも夜間でも同じように園児が健やかに過ごせる場であるような体制づくりと保護者への子育て支援の強化をさらに実施し、様々なご要望についても検討しながら、県下初の夜間保育園としての期待に応えられるよう役割を果たしてまいりたいと思います。

## 項目別評価コメント

さわらびドリーム

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。 □ 確認できない。

| 評価項目   | 標準項目  |
|--|---|
| 1 理念や基本方針が明文化されている。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</li> <li>■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</li> </ul>  |
| <p>(評価コメント)</p> <p>「人間形成の基礎となる乳幼児期に於いて『知育・徳育・体育のバランスのとれた保育』を目指すという法人の理念・方針」が策定され、ホームページ、利用者向けパンフレット等に明記されている。この理念・方針は、法人の目指す方向を示しており、児童福祉法や児童憲章等の法令に則っており、法人の真摯な取り組み姿勢が明確に示されている。</p>  |   |
| 2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント)</p> <p>理念・基本方針は、玄関の掲示版に明示され、年1回の全体会議において、理事長から職員に対して説明されている。保育方針と保育目標に基づき、保育課程及び年間保育計画・指導計画が策定されている。理念・方針の実践に関しては、全体会議、職員会議、乳児、幼児の分級会議、調理献立会等において職員間で話し合い、共有化されている。また、クラス会議において反省・振り返りと職員毎の自己評価を行い、改善に努めている。</p>   |   |
| 3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント)</p> <p>入園希望者は市役所経由で申込みが行われるため、事前見学の希望者には随時対応している。正式入園決定の際は、理念・方針が明記されたパンフレット等の資料をもとに保育の実践の内容や個人情報などについて具体的に説明をし、同意を得ている。保育の状況については、朝夕に保護者の来園の折に、個々に口頭説明し、掲示板で行事の報告やスナップ写真を掲載する他、園だよりにて定期的に連絡し、保護者への周知に努めている。</p>   |   |
| 4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント)</p> <p>各年度の事業計画書は法人全体の事業計画書として作成され、法人運営計画、各保育所の共通の保育課程・年間保育計画、当園の運営計画が策定されている。この法人計画に基づき園独自の重要課題を上げるとともに、保育計画を立て実施している。日々の保育状況は記録され、毎月の反省会で確認・振り返る仕組みがあり重要課題、問題点を明確にしている。</p>  |   |
| 5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</li> <li>■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> <li>■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント)</p> <p>理事長出席の法人全体の運営会、及び各園の職員会議、乳児会、幼児会等の会議において幹部と職員が話し合い、情報を共有して課題の把握に努めている。特に運営会の開催前に園長、主任保育士、副主任、クラスリーダーとが打合せを行い、園全体の状況、要望や課題を整理・確認している。運営会で決定した方針や計画、課題は職員会等で説明され、職員に理解、共有されている。</p>   |   |
| 6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</li> <li>■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>□ 評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul> |
| <p>(評価コメント)</p> <p>若手の職員が多い園である為、理念・方針の実践については、会議の場だけではなく、先輩職員が仕事を通じて教えていく職場風土が醸成されている。その中で、自主的に創意工夫する等の積極性が育まれている。職員の育成には積極的であり、外部研修への計画的な参加を勧め、園内研修では講師役を交互に担当させるなど自立性や創造性を育てる指導、援助をしている。園の拡大に伴い経験の少ない職員も増え、様々な職員層になっているので、園長と幹部職員は率先して明るくお互いを尊重する職場雰囲気づくりに努力している。</p> |   |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 7   | 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</li> <li>■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>  |
| <p>(評価者コメント)</p> <p>保育所の倫理規程は服務規程に記載され、全職員がいつでも閲覧できるように保管され、文書にて配布されている。園では職員が講師持ち回りにて服務規程の研修を実施している他、年1回の全体会議でも理事長が倫理と法令順守を説明し、職員に対して周知を図っている。園児及び保護者のプライバシー保護や個人情報保護については、職員会議等で理解を深めさせ、事故防止に取り組んでいる。</p>   |   |   |
| 8   | 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■人材育成方針が明文化されている。</li> <li>■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>□評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>  |
| <p>(評価者コメント)</p> <p>園の組織体制図、職務分担表が制定され、職務の内容と役割が明記されている。毎年、各職員に課題を設定し、毎月職員自身が自己評価を行い、その結果に基づき園長と主任が職員に面接し、評価を行っている。人事評価制度(評価基準・方法の明示、定期評価、評価・人材育成と処遇の関連性等)は正式採用されてはならず、自己評価に基づく面接評価及び経験年数、資格等を配慮した評価となっている。</p>   |   |   |
| 9   | 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている</li> <li>■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。</li> </ul> |
| <p>(評価者コメント)</p> <p>就業関係の改善課題については、会議や職員面接時等の機会に要望・意見の把握に努めている。職員の有給休暇、時間外勤務の管理は特に注意を払い連続休暇やリフレッシュ休暇などの取得希望日も含めて事務所及びクラスリーダーが定期的に把握、管理して労働条件の維持に努力している。福利厚生事業は職員アンケートを実施して、職員の要望を基に、企画・実施されている。</p>   |   |   |
| 10  | 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>□個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>   |
| <p>(評価者コメント)</p> <p>年間の研修計画が策定・実施され、必要に応じて計画は見直されている。研修には外部研修と内部研修の2種類の研修が用意されている。外部研修では項目別に参加者を決めて、全員が参加できるように配慮をし運用している。内部研修は、テーマと講師役を決めて毎月実施されている。職員の教育・研修計画に基づき職務・役割別に能力向上が図られているが、職種別、役割別の能力基準は特に明示されていない。一方、人間関係が良好な職場風土の中で、先輩が後輩をやさしく指導し、OJTを通じた人材育成が行われている。</p> |   |   |
| 11  | 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。</li> <li>■日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>  |
| <p>(評価者コメント)</p> <p>法の基本方針や児童権利宣言などの研修を実施している。年度初めの全体会では理事長や園長の訓示と説話、毎月の職員会等では相互に講師役となる研修を行っている。日常の援助では「どっちにする？」など問いかけて複数の選択肢を示し子どもが自己決定出来るよう工夫している。各クラスとも複数担任制を採って子どもに十分な目が行き届くように対応している。(家族による)子供の虐待被害に気付いた場合は、児童相談所や、市の相談窓口と連携を図る体制ができています。</p>                      |   |   |
| 12  | 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>  |
| <p>(評価者コメント)</p> <p>個人情報の保護に関する方針は園内に掲示している。個人情報の守秘義務等遵守に関しては、入園時に保護者と「個人情報使用同意書」を交わしている。同意書には個人情報の利用目的・守秘義務・利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示すること等が明文化されている。実習生やボランティアからも「個人情報の保護に関する誓約書」への記名捺印を得て、周知徹底を図り、漏洩防止に努めている。</p>   |   |   |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 13  | 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>                           |
| <p>(評価コメント)</p> <p>クラス別懇談会や送迎時の保護者との会話、及びハートボックス(意見箱)等により利用者満足の状況と問題を把握し、改善を図っている。具体的には、問題点を各園(職員会や乳児会・幼児会等のクラス会)と法人全体に分けて改善策を検討、実施しており、その内容を保護者に説明している。今回の第三者評価の利用者アンケートでは多くの希望や意見が出されており、それら利用者の声への配慮と対応が期待される。</p> |  |   |
| 14  | 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul> |
| <p>(評価コメント)</p> <p>相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記された文書が玄関窓口に掲示されているが、字が小さく目立たない。字体のサイズを大きくするなど保護者に訴求する工夫が期待される。相談の内容、日時、場所の記録があり、問題点の改善を組織的に速やかに実行し、保護者に説明している。相談内容ではアレルギー児のアレルゲン除去に関する要望が多く、園長始め職員・栄養士・調理師等全職員が一丸となって対応している。</p> |  |   |
| 15  | 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。              | <ul style="list-style-type: none"> <li>■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>                   |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育の質については、運営会において各園幹部から状況報告・改善事項などが報告され、組織的に自己評価が行われている。また全職員は毎月末に自己評価を行い、恒常的な取り組みに努めている。今回の第三者評価受審で「利用者アンケート」を実施したので、新築移設1年を振り返ると共に、アンケートの結果を活用し、更なる保育の質の向上への取り組みが予定されている。</p>                    |  |   |
| 16  | 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的に行っている。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>                                    |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育課程に沿ってクラス(年齢)別に保育マニュアルを作成し、業務の基本や手順を明確にしている。マニュアルの見直しはクラスごとの担当職員で話し合い、年に一度の見直しを基本として、必要に応じ都度の見直し体制も整えている。新人育成では5園共通の法人の新人研修計画があり、OJTの実施等により、育成を図っている。</p>  |  |   |
| 17  | 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント)</p> <p>問い合わせや見学の対応は随時行っている。見学日の規定は作らず、保護者のニーズを最優先に捉え、保護者に無理のない都合のつく日時の要望に応じている。見学時には、入園内容が詳しく分かりやすく書かれたパンフレットや園だより等を用意し、クラスごとの子どもの様子や保育状況を見てもらい説明している。</p>  |  |   |
| 18  | 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>    |
| <p>(評価コメント)</p> <p>入園時には保護者に対して入園案内や保育の理念に基づく方針、保育内容および基本的ルールなどを説明している。また入園にあたっての資料(入園セット一式・入園案内・園規則・緊急連絡簿・嗜好調査・引き渡し確認簿等)を配布、説明して、保護者の意向を確認している。</p>  |  |   |
| 19  | 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>                           |
| <p>(評価コメント)</p> <p>園長の指導と責任の下、保育課程の保育理念、保育方針、保育目標等が職員間の共通理解と協力にて作成されている。子どもを取り巻く地域や家庭環境を考慮し、地域のニーズや保護者の意向も把握し年齢別の保育目標が設定されている。</p>  |  |   |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 20  | 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul> |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育課程に基づき年齢別の子ども達の発達過程を見通した年間指導計画が作成されている。毎月の職員会議や乳児会議・幼児会議の場で、生活の連続性や季節の変化に適応した月間指導計画が検討され、実践の振り返りが行われている。3歳児未満、障がい児等特別配慮が必要な子どもに対しては個別計画が作成され、各々の課題が把握されている。</p>      |   |   |
| 21  | 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■ 好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント)</p> <p>新設の園舎には、子どもの発達段階に応じた遊具や玩具が用意されている。床は板張り子ども達は裸足で伸び伸び遊び、玩具を自由に選んで遊び、遊んだ後は元の場所に返している。共有の絵本コーナーには可愛いソファが置かれ、好きな本が直ぐに取り出せるように書棚に置かれている。子どもの自発性が大切にされ、自由に遊べる場所や環境が整っている。</p> |   |   |
| 22  | 身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。              | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。</li> <li>■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</li> </ul>  |
| <p>(評価コメント)</p> <p>年間保育計画の中での季節に応じた行事は元より、日々の散歩を通して季節を感じたり、地域の人達と接する機会を作っている。園内では異年齢の子ども達との交流の機会を増やし、思いやりの気持ちを育てている。年長児は地域にあるプラネタリウムやお店を見て回ったり、小学校に出掛け就学への意欲を高めている。</p>                   |   |   |
| 23  | 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■ 異年齢の子どもとの交流が行われている。</li> </ul>                                     |
| <p>(評価コメント)</p> <p>職員は、子どもの遊びの中でけんかやトラブルが発生してもすぐには仲裁には入らず自発性を大切に、年齢に応じた対応方法や言葉かけに心掛けている。危険の無いよう見守り、子ども同士で解決が出来るよう支援している。毎日の給食当番や遊びを通してルールを守ることや、異年齢の子ども達との交流で思いやりの心を育てている。</p>            |   |   |
| 24  | 特別な配慮を必要とする子どもの保育                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■ 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</li> <li>■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>        |
| <p>(評価コメント)</p> <p>特別な配慮を必要とする子どもの指導計画は、クラス担任や主任が中心となり作成し、計画に沿ってきめ細かく対応し経過も記録している。障がい児保育の研修には担任を含め交替で参加している。必要に応じ、発達センター臨床心理士の巡回指導も受け、個別に対応している。保護者会、園だよりやポスター等で保護者に適切な情報を伝えている。</p>      |   |   |
| 25  | 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■ 担当職員の研修が行われている。</li> <li>■ 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> </ul>  |
| <p>(評価コメント)</p> <p>引き継ぎは、決められたノートに記録し必要があれば保護者にも伝えている。朝夕の時間外も正職員が対応している為、保護者からの信頼度は高い。職員は交代で外部研修や内部研修に参加している。子どもにとって、安心・安全な環境を整備し、保育に臨んでいる。</p>   |   |   |



|   |                                     |  |
|---|-------------------------------------|--|
| 26  | 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。              | <ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。</li> </ul>  |
| <p>(評価コメント)</p> <p>毎日の登・降園時は正職員が交代で保護者に対応し、保護者から相談をきいている。子どもたちの体調管理も行い必要があれば情報を記録し園全体で共有している。小学校とは交流が有り情報交換や連携を図るなどして、関係を大切にしている。保育所児童保育要覧などの必要書類は保護者の了解のもと小学校へ送付している。</p>  |                                     |  |
| 27  | 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント)</p> <p>年間保健計画を作成し、嘱託医による定期健康診断を行い、健康状態を記録し保護者との情報共有ができています。日々の体調は保護者からの情報と保育中の体調は職員が把握し、必要あると考えられる場合は保護者に速やかに連絡を取っている。不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には園長に報告し児童相談所や、市の相談窓口へ報告し、対応する事になっている。</p>                                  |                                     |  |
| 28  | 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。               | <ul style="list-style-type: none"> <li>■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>  |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育中の体調の変化や、傷害が発生した場合には、状態に応じて保護者に連絡するとともに、適切な処置を行っている。感染症マニュアルを整備し感染症やその他の疾病の発生予防に努めている。疾病の発生時には貼り紙や連絡用のホワイトボードに記入掲示し、保護者には園だより等で知らせている。感染症発生時には手順に沿って関係機関に報告を行い、その指示に従っている。救急用の薬品は休憩室と各クラスに常備されている。</p>       |                                     |  |
| 29  | 食育の推進に努めている。                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</li> </ul> |
| <p>(評価コメント)</p> <p>年間の食育計画が作成されており、各園の栄養士が集まる献立会議において全園共通の献立が作られている。園児達には食育の会と称して、遊びやゲームを通して自然の恵みとしての食材への興味や調理員への感謝の気持ちを育み、食事を楽しめるように工夫している。食物アレルギー児に対して誤飲や障がいのある子の誤食防止には十分な注意を払っている。子どもに無理して食べさせるのではなく、楽しく食べることができるよう配慮している。</p> |                                     |  |

|   |                                |   |
|---|--------------------------------|---|
| 30  | 環境及び衛生管理は適切に行われている。            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>                              |
| <p>(評価コメント)</p> <p>昨年4月新築移設なった園舎の玄関などには床暖房が設置され、温度・湿度等設備面での環境は快適である。施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努め、アルコール消毒や日光消毒などで、常に清潔に保持されている。子どもが庭から戻るときは出入りに設置された足洗い場で砂を落としてから入室している。テーブルや椅子、玩具等は安全品質や機能面で評価が高いドイツ製を採用している。クラス入口には各園児専用の、着替え・オムツ・汚れもの入れの3つの引き出しが設置され、保護者は送迎時に中身の確認をして、着替えやオムツの補充と汚れ物等の回収を行っている。夜間の睡眠時には環境を整えてやると同時に、呼吸確認のため定期的なチェックを行い、チェックノートに記録し、ベビーセンサーを使用するなどの安全面に特に注意している。</p> |                                |   |
| 31  | 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>                                  |
| <p>(評価コメント)</p> <p>事故発生時に園長はじめ全職員が速やかに対応できるよう事故発生対応マニュアルを整備し、職員に徹底している。子どもの引き渡し時の安全対策として3名までの引き渡し者の登録や、登・降園をカードリーダーで確認して、在園の把握をしている。園への出入り口は交通量の多い6メートルの道路に面しており、保護者の混み合う登・降園時の事故防止対策が望まれる。日中は門扉の施錠、防犯カメラの設置、警備会社との契約等で、不審者対策を図っている。</p>  |                                |   |
| 32  | 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul> |
| <p>(評価コメント)</p> <p>災害発生に備え、役割分担や対応マニュアルを作成し、職員で共有している。火災・地震想定避難訓練を、消防署指導および毎月の自主訓練で実施している。三階の1室は防火扉を備えた防災室になっており、停電時対応の非常用ポータブル発電機があり、非常用備品を用意している。食料や水・紙おむつ等は3日分を備蓄している。災害時には一時避難場所として地域に開放する方針である、また震災発生時などに保護者が子供を迎えに来ることができない場合に備えて、子どもを預かる仕組みがある。保護者及び職員の安否確認方法としてメールを活用することが、周知されている。</p>   |                                |   |
| 33  | 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>                 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>園庭開放やベビーマッサージを実施している。その折に保護者に対して育児相談、助言、情報提供を行う等、地域子育て支援を実施している。小学校とは連絡を密に取っており、小学校の校庭を借りての園の運動会を催し、地域住民にも開放している。子どもが卒園後も、学校の帰りに顔見せに寄ってくれたり、卒園生の子・孫が入園し、あるいは保育士として働いている職員もいる。</p>  |                                |   |